

【法律名】消費者基本法

【府省庁名】内閣府

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする法律。 ・ 基本理念を定めた法律であり、具体的な法的効果を生じさせるものではない。 ・ 政府は、消費者基本計画を定めるものと規定。（同法第9条） ・ 内閣府に消費者政策会議（内閣総理大臣を会長とし、全閣僚及び公正取引委員会委員長を構成員とする会議）を置き、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議や消費者基本計画の案の作成等を行うものと規定。（同法第27条、28条） ・ 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議について、国民生活審議会において行うものと規定。（同法第29条）
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>同法において、特段権限は規定していない。</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>同法には、具体的な法的効果が生じる規定はない。</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府（国民生活局）企画立案部門4人（うち他の法律との兼務4人） 執行部門3人（うち他の法律との兼務3人）
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>なし。</p>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

制度上の問題点	なし。
執行上の問題点	なし。
その他	

【法律名】製造物責任法（平成6年法律第85号）

【府省庁名】内閣府、法務省、厚生労働省、農水省、経産省、国交省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	・概要：製造物責任法は、製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における損害賠償の責任について定めたものである。平成6年に成立、平成7年より施行された。 ・行政法部分をもたない民事法であるため、府省庁による法執行はない。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・行政法部分をもたない民事法であるため、内閣府以下所管府省庁は同法にもとづく権限をもたない。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	・上記理由により、所管府省庁による法執行はない。
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	・内閣府（国民生活局）企画立案部門3人（うち他の法律との兼務0人） 執行部門 0人
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	・特になし。
その他	・特になし。

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問題なし。 ・ なお、同法の施行評価や課題整理を行う際、また、各省所管のPLセンターを監督指導、消費生活センター相談員の研修などの際に、同法の運用状況や課題について共通理解を進める必要がある。 ・ また、製造物責任法は、製造業者等に損害賠償請求をすることができる主体を消費者に限定しておらず、事業者を含めた民事の一般ルールを定めるものであり、民法の不法行為責任についての重要な特例を定める法律の1つであるため、民事基本法を所管する法務省において、引き続き共管する必要がある。
<p>執行上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府省庁による法執行が存在しないため、執行上の問題点も存在しない。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。

【法律名】消費者契約法（平成12年法律第61号）

【府省庁名】内閣府、法務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概要： 消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の行う一定の不当な行為について契約を取消又は無効とすることができる。平成12年に成立、平成13年より施行された。 更に消費者の事後的救済はできても、紛争の未然防止・拡大防止には限界があるため、平成18年に消費者団体訴訟制度を導入するための改正を行い、平成19年より施行された。 ・消費者団体訴訟制度を導入（第三章以下 平成18年改正）
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体の認定（第13条） 本府 5件
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府（国民生活局） 企画立案部門 3人（うち他の法律との兼務3人） 執行部門 5人（うち他の法律との兼務0人）
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新組織の主任の大臣が内閣総理大臣でない場合、適格消費者団体の認定を行う主任の大臣が変更となるため、所要の整備を行う必要があると考えられる。 ・ 消費者契約法は、民事の基本的な取引ルール及び団体訴訟という民事訴訟手続の重要な特例を定める法律の1つであるため、民事基本法を所管する法務省において、引き続き共管する必要がある。 上記以外は、仮に新組織に移管ないしは共管とされても、特段問題はないと考える。
<p>執行上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今国会に「消費者契約法等の一部を改正する法律案」（内容：景品表示法及び特定商取引法に消費者団体訴訟制度を導入するにあたり、認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化する等の所要の整備）を提出している。 ついては、新組織に移管ないし共管とされた場合（他省庁の関係法令が新組織に移管ないし共管とされる場合も含めて）は、新たに整備の必要があるか検討しなければならない。 ・ また、法の目的がそれぞれ異なる景品表示法、特定商取引法に規定する差止請求権を行使する適格消費者団体を認定・監督する本法の性格上、特定の事業分野を担当する組織より、分野横断的な（特定の事業分野を担当しない）組織が所管した方が適切ではないかと考える。

【法律名】独立行政法人国民生活センター法

【府省庁名】内閣府

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的として設立された独立行政法人。 ・ 近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにすること等を内容とする「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」を今国会に提出している。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段なし。
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段なし。
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府（国民生活局） 企画立案部門4人（他の法律との兼務0人） 執行部門0人 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センター 職員数117名
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段なし。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

制度上の問題点	特段なし。
執行上の問題点	特段なし。
その他	

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案について

消費者紛争をめぐる事情

- **近年、消費者紛争の発生件数は急増。内容も複雑・多様化。**

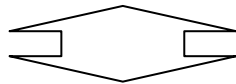
	相談件数	うちあっせん件数 (うち不調)
平成8年	35万件	38千件 (2,432件)
	↓ <約3倍>	↓ <約2倍>
平成18年	110万件	60千件 (4,793件)

消費者紛争の特性

- 消費者と事業者との間には情報及び交渉力において構造的な格差。
 - **対等な当事者を前提とする裁判は必ずしもなじまない。**
- 被害金額が少額。
 - **裁判による救済はコストの面で見合わず、ともしれば泣き寝入り。**

消費者基本法における国民生活センターの役割

事業者と消費者との間に生じた苦情のあっせん等における中核的機関として積極的な役割を果たす。



現行の独立行政法人国民生活センター法上、紛争解決機能についての明文の規定なし。

消費者紛争の適正・迅速な解決を促進

国民生活センターが行う紛争解決の手続を整備し、

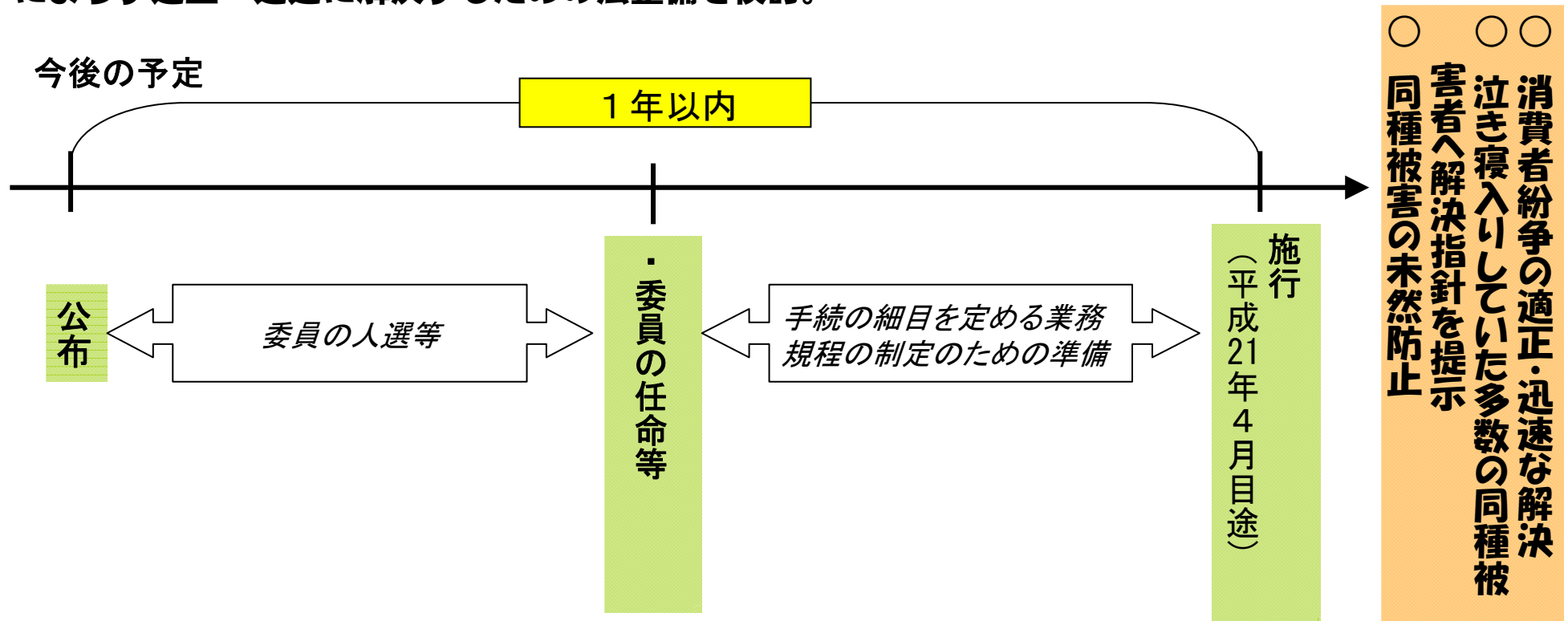
- 消費者と事業者との間に生じた紛争のうち、その解決が全国的に重要である紛争を処理。
- 独立して職権を行う紛争解決委員会を設置。
- 委員は法律等に関する専門的知識経験を有する者のうちから任命。専門性を確保するため特別委員も任命。
- 和解の仲介及び仲裁を実施。
- 当事者の双方又は一方からの申請により手続を開始。
- 当事者の出席・文書等の提出を求めることが可能。
- 時効の中断及び訴訟手続の中止の法的効果を付与。
- 国民生活の安定・向上のため必要があるときは結果の概要を公表。
- 和解内容等の義務が履行されない場合には委員会が勧告。

検討経緯並びに今後の予定

1 検討経緯

- **国民生活審議会における検討結果**（「国民生活における安全・安心の確保策について」（平成19年6月4日）、「国民生活センターによる消費者紛争解決制度の在り方について」（平成19年12月18日））
- **生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策**（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）
- **国民生活センターの機能の充実についての福田内閣総理大臣からの指示**
等を踏まえ、国民生活センターに裁判外紛争解決機能を付与し、消費者が巻き込まれる紛争を裁判によらず適正・迅速に解決するための法整備を検討。

2 今後の予定



【法律名】個人情報保護に関する法律

【府省庁名】内閣府

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

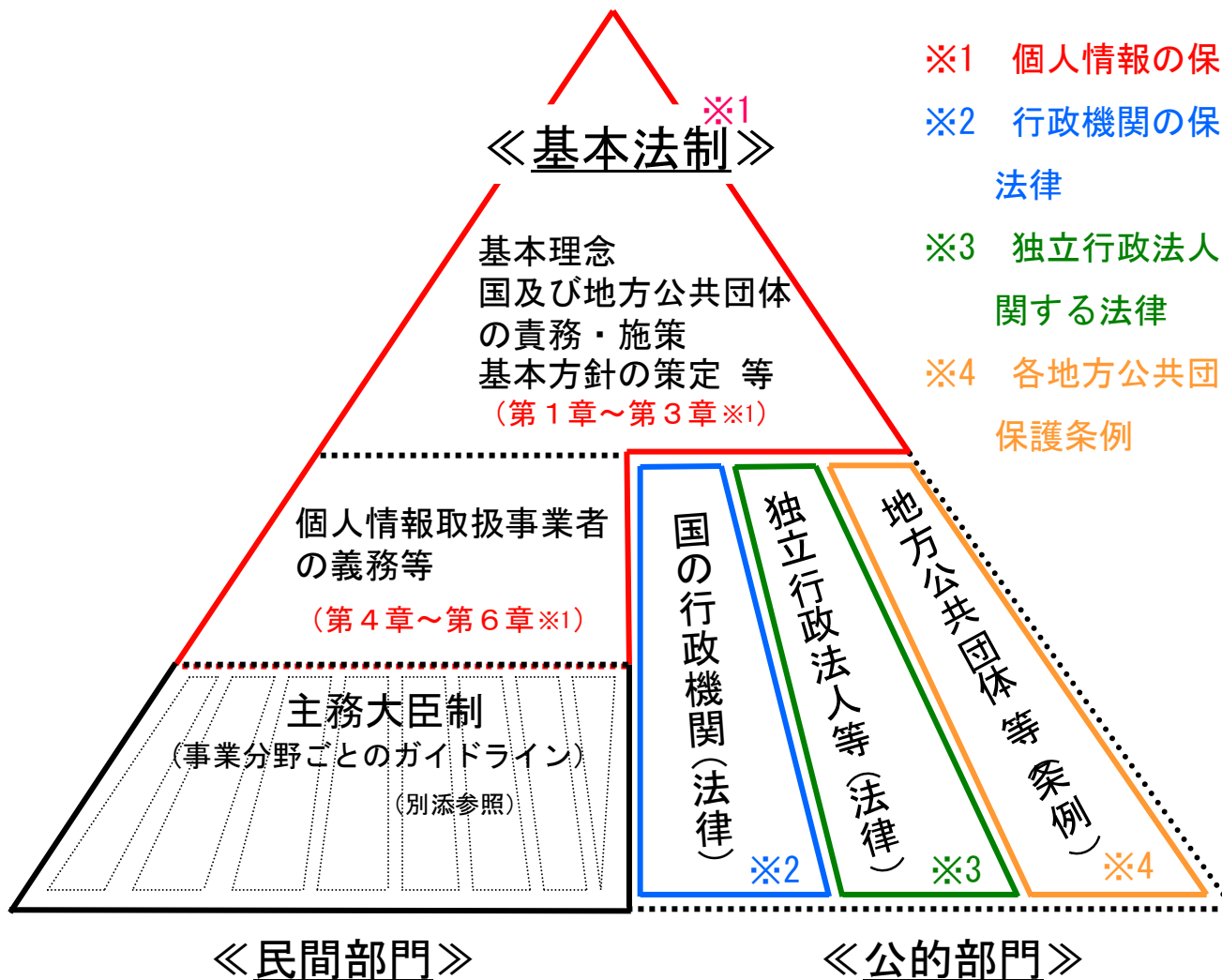
<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>個人情報保護法は、大きく2つの部分に分けられる。</p> <p>①官民を通じた我が国全般の個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定める基本法的な部分（第1章～第3章）</p> <p>②民間部門の一定の事業者（個人情報取扱事業者）を対象に、個人情報の取扱いに関する具体的な義務を規定する一般法的な部分（第4章以降）</p> <p>※公的部門については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（総務省所管）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（総務省所管）、各地方公共団体が定める個人情報保護条例によって、それぞれ規制がなされている。</p> <p>以下では、②の民間事業者に対する規制について、記述する。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>民間分野の個人情報の取扱いについて、法は、あらゆる事業等分野に共通する必要最低限のルールを定めている。これを踏まえ、各事業等分野を所管する省庁において、それぞれの事業分野の特性に応じたガイドライン等を策定しており、これらの事業所管大臣等が、主務大臣として、各事業等分野における個人情報の取扱いについて権限と責任を有する仕組みとなっている（参考1「法体系イメージ」参照）</p> <p>【義務の内容（主なもの）】</p> <p>個人情報の利用目的の特定（第15条）、利用目的による制限（第16条）、適正な取得（第17条）、取得に際しての利用目的の通知等（第18条）、安全管理措置（第20条）、第三者提供の制限（第23条）保有個人データに関する事実の公表等（第24条）、開示（第25条）、訂正等（第26条）、利用停止等（第27条）</p> <p>【主務大臣の権限】</p> <p>①個人情報取扱事業者に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・報告の徴収（第32条）、助言（第33条）、勧告（第34条第1項）、命令（第34条第2項）、緊急命令（第34条第3項） <p>②認定個人情報保護団体に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・認定（第37条）、廃止の届出の受理（第40条）、報告の徴収（第46条）、命令（第47条）、認定の取消し（第48条） <p>【審議会の関与】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定）の策定・見直しに当たっては、国民生活審議会の意見を聴くこととされている
---	---

	<p>(法第7条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の施行状況(法第53条により、内閣総理大臣は、毎年度、関係行政の長に報告を求め、その結果を取りまとめて概要を公表することとされている)について、国民生活審議会に報告を行うこととされている(基本方針)。 国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされている(基本方針)。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> 法の執行(上記「【主務大臣の権限】参照)は、法第36条及び法第49条に定める主務大臣(事業所管大臣等)が行う。事案が複数の事業所管大臣の所掌範囲に及ぶ場合には、複数の主務大臣による共管となる。 法第51条に基づき、法に定める主務大臣の権限に属する事項は、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができることとされている。平成17年度、平成18年度においては、地方公共団体の長等による権限行使の実績はない。 法第52条に基づき、法により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、その所属の職員に委任することができることとされている。平成18年3月31日現在における委任の状況については、参考2「所属の職員への権限の委任状況」参照。
法執行の実績(処分、取締、勧告等の件数、(あれば)行政指導の件数)	<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告の徴収(法第32条) 〈金融庁83件、厚生労働省4件〉 勧告(法第34条第1項) 〈金融庁1件〉 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告の徴収(法第32条) 〈金融庁52件、総務省1件、厚生労働省1件、経済産業省6件〉 勧告(法第34条第1項) 〈金融庁1件、経済産業省2件〉
人員配置の状況(本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。) (注)地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	<p>【企画立案部門(制度所管)】</p> <p>内閣府(国民生活局) 6人(うち、他の業務との兼任0人)</p> <p>【執行部門(事業所管省庁)】</p> <p>事業所管省庁 計 54人(うち、他の業務との兼任48人)</p> <p>※ 事業所管省庁の本省における、民間部門の個人情報保護担当官の人数(平成19年度未定員ベース、課室長レベルまで)</p> <p>※ 個人情報保護担当窓口の人数のみ</p>
法執行における関係行政機関(関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等)との連携の実態	<p>複数の事業所管省庁の所管にまたがる共管事案の場合、事前に協議の上、連名により法執行を実施する等により、連携を図っている。</p>
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>個人情報保護法は、①官民を通じた我が国全般の個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定める基本法的な部分（第1章～第3章）、②民間部門の一定の事業者を対象に、個人情報の取扱いに関する具体的な義務を規定する一般法的な部分（第4章以降）という、大きく2つの部分により構成されている。</p> <p>特に、実務においては、②を中心に運用している。</p> <p>また、法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としているが、この場合の個人には、消費者に加え、事業者たる個人も含まれる。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者に対する監督については、基本的には各個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等（事業所管大臣）が主務大臣とされている。これは、個人情報の取扱いは主に各個人情報取扱事業者が行う事業の一環として行われるものであるため、本法の規律の実効性確保の観点からは、当該事業を所管する大臣が、個人情報の取扱いに関しても責任を有することとすることが適切と考えられるためである。</p> <p>すなわち、個人情報保護法上の主務大臣は、各省庁が所管する事業分野によって定まるものであるため、個人情報保護法の新組織への移管等については、他の業法の扱いとの整合性を考慮する必要がある。</p>
<p>その他</p>	<p>国民からの苦情相談に対応するため、個人情報相談ダイヤルを内閣府に設置することに加え、国民生活センターにおいて、P I O - N E T等を通じた個人情報に関する苦情相談事例の集約・分析を行っている。</p>

個人情報保護に関する法体系イメージ



※1 個人情報の保護に関する法律

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

(別添)

事業分野ごとのガイドライン一覧

平成19年9月1日現在

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	
医療	一般	厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し)
		厚生労働省	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月27日
		厚生労働省	医療システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達)	平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し)
		厚生労働省	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年4月1日
	研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日
		文部科学省 厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示) 疫学研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日
金融・信用	金融	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成16年12月6日 平成17年1月6日
	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し)
情報通信	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し)
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し)
事業全般	経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示) 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成16年12月17日	
雇用管理	一般	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示) 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)	平成16年7月1日 平成16年10月29日
	船員	国土交通省	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日
警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(告示)	平成16年10月29日	
	警察庁	警察共済組合が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(局長通達)	平成17年3月29日	
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日	
法務	法務省	法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成16年10月29日	
		債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン(課長通知)	平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し)	
外務	外務省	外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日	
財務	財務省	財務省所管分野における事業者に対する個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年11月25日	
教育	文部科学省	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月11日	
福祉	厚生労働省	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年11月30日	
職業紹介等	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確かな表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日	
労働者派遣	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日	
労働組合	厚生労働省	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月25日	
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日	
		不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方(課長通知)	平成17年1月14日	
農林水産	農林水産省	個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(告示)	平成16年11月9日	
合計22分野		合計35ガイドライン		

各府省における所属の職員への権限又は事務の委任の状況

平成19年3月31日現在

府省名	委任された職員	権限又は事務の内容	委任年月日
金融庁	金融庁長官	内閣総理大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、金融庁の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
警察庁	警察庁長官	内閣総理大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、警察庁の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
財務省	国税庁長官	財務大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、国税庁の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
財務省	財務局長(財務支局にあつては、財務支局長)	財務大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち財務局(財務支局を含む。)の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
財務省	税関長	財務大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、税関の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
財務省	沖縄地区税関長	財務大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、沖縄地区税関の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
財務省	国税局長(沖縄国税事務所長を含む。)	財務大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務で国税庁長官に委任されたもののうち、国税局(沖縄国税事務所を含む。)又は税務署の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
厚生労働省	地方厚生局長(地方厚生支局にあつては、地方厚生支局長)	厚生労働大臣の所掌に係る法第32条から第34条までに規定する権限又は事務のうち、地方厚生局(地方厚生支局を含む。)の所掌に係るもの。	平成17年4月1日

厚生労働省	都道府県労働局長	厚生労働大臣の所掌に係る法第32条から第34条までに規定する権限又は事務のうち、都道府県労働局の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
厚生労働省	公共職業安定所長	厚生労働大臣の所掌に係る法第32条から第34条までに規定する権限又は事務のうち、公共職業安定所の所掌に係るもの。	平成17年4月1日
国土交通省	地方整備局長	国土交通大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、地方整備局の所掌に係るもの。	平成17年7月13日
国土交通省	北海道開発局長	国土交通大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、北海道開発局の所掌に係るもの。	平成17年7月13日
国土交通省	地方運輸局長 (運輸監理部長又は運輸支局長)	国土交通大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、地方運輸局(運輸監理部長又は運輸支局長)の所掌に係るもの。	平成17年7月13日
国土交通省	地方航空局長	国土交通大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、地方航空局の所掌に係るもの。	平成17年7月13日
国土交通省	管区海上保安本部長	国土交通大臣の所掌に係る法第32条から第34条まで、第37条、第39条、第40条及び第46条から第48条までに規定する権限又は事務のうち、管区海上保安本部の所掌に係るもの。	平成17年7月13日

【法律名】公益通報者保護法

【府省庁名】内閣府

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号，平成 18 年 4 月 1 日施行）は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図るもの。詳細は以下の通り。</p> <p>（1）公益通報者保護法の目的 <u>公益通報者の保護</u>を図るとともに、<u>国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守</u>を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること</p> <p>（2）公益通報の対象 <u>以下の事実が生じ又はまさに生じようとしている場合</u> i) 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の<u>国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの</u>（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実 ii) 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが i) の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等 (別表) <u>刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律</u> (独占禁止法、道路運送車両法等)</p> <p>（3）公益通報者が受ける保護の内容 <u>公益通報をした労働者（公務員を含む。）</u>を以下のように保護 i) 公益通報をしたことを理由とする<u>解雇の無効</u> ii) <u>労働者派遣契約の解除の無効</u> iii) その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること等）の<u>禁止</u></p> <p>（4）通報先と保護要件 <u>通報先に応じて保護要件を設定</u> i) <u>事業者内部</u>…①不正の目的でないこと ii) <u>行政機関</u>…①のほか、②<u>真実相当性を有すること</u> iii) <u>その他事業者外部</u>…①及び②のほか、③<u>一定の要件</u>（事業者内部への通報では不利益な取扱いを受け、又は証拠隠滅のおそれがあること、事業者内部への通報後 20 日以内に調査を行う旨の通知がないこと、故人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険があることなど）を満たすこと</p>
---	---

	<p>(5) 通報者・事業者・行政機関の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 通報者…<u>他人の正当な利益等を害さないよう努めること</u> ii) 事業者…<u>是正措置等について公益通報者に通知するよう努めること</u> iii) 権限を有する行政機関…<u>必要な調査及び適当な措置をとること</u> iv) 権限を有しない行政機関…<u>権限を有する行政機関を教示すること</u> <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> i) <u>施行後5年(平成22年度末)を目途に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる</u> ii) 「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」の策定平成17年7月19日関係省庁申合せ] iii) 「国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)」の策定[平成17年7月19日関係省庁申合せ] iv) 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の策定[平成17年7月19日公表] v) 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令を、立法動向に応じて随時改正
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>(1) <u>通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関が公益通報を受けた場合、必要な調査を行い、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。</u>(第10条第1項)</p> <p>(2) 公益通報が、<u>誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、当該行政機関は、処分等の権限を有する行政機関を公益通報者に教示しなければならない。</u>(第11条)</p>
法執行の実績(処分、取締、勧告等の件数、(あれば)行政指導の件数)	<p>【平成18年度】</p> <p>○行政機関が受け付けた外部の労働者からの公益通報 5,572件 (参考) 公益通報者保護制度相談ダイヤル受付件数 1,950件</p> <p>【平成19年度】</p> <p>○行政機関が受け付けた外部の労働者からの公益通報 調査中 (参考) 公益通報者保護制度相談ダイヤル受付件数 1,439件</p>
人員配置の状況(本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。) (注) 地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	内閣府(国民生活局)企画立案部門3人(うち、他の法律との兼務0人) 執行部門0人
法執行における関係行政機関(関係省庁、取締機関、地方支分部	○ 国の行政機関が通報を適切に処理するための基本的事項を定めたガイドライン(「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」及び「国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の

<p>局、地方公共団体等) との連携の実態</p>	<p>労働者からの通報)」を平成17年7月に関係府省庁にて申合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省庁と連携して、対象法律ごとに通報先となる行政機関の一覧資料を作成し、オンライン上の検索システムを整備（「公益通報の通報先・相談先行政機関検索」） ○ 内閣府国民生活局企画課に専門の相談員を配備した相談窓口（「公益通報者保護制度相談ダイヤル」）を設置し、行政機関を含む各方面からの相談に常時電話対応 ○ 府省庁、都道府県、主要都市の公益通報者保護制度担当職員に対し、毎年度、研修会を実施。 ○ 府省庁局長級の公益通報関係省庁連絡会議（幹事会は課長級）を開催し、各種の申合せや意見や情報の交換に活用するとともに、担当レベルでも常時の連絡体制を構築・運用 ○ 内部の職員等からの通報や相談に対応する窓口が未設置の地方公共団体に対し、早急な体制整備を内閣府国民生活局長より要請（平成17年7月、平成18年10月、平成19年5月） ○ 関係省庁に対し、外部に弁護士等を配置した窓口を設け、内部の職員等からの通報や相談に対応する体制（外部窓口）の整備を内閣府国民生活局長より要請するとともに、「外部窓口の整備に係る検討状況に関する調査」を実施・公表（平成19年5月）。 ○ 国の行政機関及び地方公共団体における法の施行状況について、毎年度、「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」を実施・公表。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>公益通報者保護法は、<u>国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守の確保を通じて、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的としている。</u>実際、現在対象法律として法律の別表及び政令に掲げられているものは、<u>消費者関連法だけでなく、刑法など生命・身体の保護一般に関するものから、大気汚染防止法などの環境保全関連、労働基準法などの労働関連、独占禁止法などの公正取引関連など、極めて多岐に渡る。</u></p> <p>このため、移管に際しては、<u>公益通報者保護法が消費者の利益擁護及び増進以外の目的を広く包含することについて、新組織の設置目的や所掌との関係の整理が必要と考えられる。</u></p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>現在対象法律は 419 本と数が多く、かつ、上述のように極めて多分野にわたる。また、公益通報者保護法は労働法の一分野でもあり、労働法制に関し専門的な知識が必要であるほか、内部通報制度は事業者の社会的責任や法令等遵守の体制に組み込まれることではじめて実効性が確保されるため、制度の普及には企業経営の実態に応じた適確な対応が必要とされる。このため、<u>公益通報者保護法の担当職員には、消費者関連法に限定されない広範な法執行の実態への精通や、企業経営の実務についての十分な知見が要求される。</u></p> <p>また、<u>公益通報者保護法は、施行後 5 年（平成 22 年度末）を目途に見直しを行うこととされており、今後一層の人員の確保が必要と考えられる。</u></p>
<p>その他</p>	

【法律名】 食品安全基本法（平成15年法律第48号）

【府省庁名】 内閣府

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	<p>（制定の経緯）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食品安全基本法（以下「基本法」という。）は、食生活を取り巻く環境の大きな変化に加え、BSE（牛海綿状脳症）の発生など食の安全を脅かす事件が相次いだことを踏まえ、「リスク分析」の考えに基づく新たな食品安全行政の枠組みを整備するために、平成15年5月に制定され、同年7月から施行された。 <p>（制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本法は、食品の安全性の確保に関し、国民の健康の保護を最優先とすること等の基本理念、関係者の責務・役割を定めるほか、食品安全委員会の設置等を規定している。併せて、食品安全委員会のほか、厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省などの施策の策定に係る基本的な方針を規定している。・ また、基本法においては、「リスク分析」の考えに基づき、以下のとおり、食品の安全性の確保を総合的に推進することとしている。<ul style="list-style-type: none">① 食品関連事業者に対する規制や指導等のリスク管理措置を担当する行政機関（厚生労働省、農林水産省等）から独立して内閣府に食品安全委員会を設置。食品安全委員会においては、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施② リスク管理機関は、食品安全委員会が実施したリスク評価結果に基づき、例えば農薬等の使用基準や残留基準の設定等のリスク管理措置を実施③ 食品安全委員会及びリスク管理機関は、リスク評価結果の内容やリスク管理措置等に関し、リスクコミュニケーション（消費者、食品関連事業者など関係者相互間における情報や意見の交換）を実施
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 基本法は、厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省などの行政機関の施策の策定に係る基本的な方針を定めるものであり、個別の規制等の行政権限は食品衛生法等の各法に規定されている。・ なお、食品安全委員会のリスク評価等の所掌事務及び権限は、基本法第23条に定められている。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<ul style="list-style-type: none">・ 食品健康影響評価（第23条第1項第2号）<ul style="list-style-type: none">○ リスク管理機関からの評価要請件数 1,002件<ul style="list-style-type: none">うち評価終了件数 551件○ 委員会自らの判断による評価対象件数 3件<ul style="list-style-type: none">うち評価終了件数 1件・ 食品健康影響評価の結果に基づく関係各大臣に対する勧告（第23条

	<p>第1項第3号)</p> <p>○当該規定に基づき勧告を行ったことはないが、食品安全委員会が関係各大臣に評価結果を通知する際に、ADI（一日摂取許容量）の設定などともに、必要に応じ、食品の安全性の確保においてリスク管理上留意すべき点を付記する等の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視（モニタリング）とそれに基づく関係各大臣に対する勧告（第23条第1項第4項） <ul style="list-style-type: none"> ○モニタリングは過去8回実施 ○モニタリングの結果、各リスク管理機関において必要な措置は講じられており、勧告を行ったことはない。 ・食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項に関する関係行政機関の長に対する建議（第23条第1項第5号） <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣及び農林水産大臣に対して各1回実施 ・食品健康影響評価等に必要科学的調査及び研究（第23条第1項第6号） <ul style="list-style-type: none"> ○食品健康影響評価技術研究 平成17～19年度までの採択件数 25課題 ○食品安全確保総合調査 平成16～19年度までの実施件数 71課題 ・リスクコミュニケーションの企画及び実施（第23条第1項第7号） <ul style="list-style-type: none"> ○平成15年7月～20年3月末までの実施回数（意見交換会） 316回
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会 7名（常勤：4名、非常勤3名） ・食品安全委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> 職員（常勤）59名、技術参与（非常勤）35名 （審議会等の事務局であるため、企画立案部門、執行部門を明確に区別することは困難。） ・地方支分部局はない。また、地方公共団体にリスク評価を担当する部署はない。
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価とリスク管理の連携を図るため、食品安全委員会とリスク管理機関の間で、連携・政策調整の具体的な手法について取決めを締結し、緊密に情報交換等を行っている。 ・食品安全委員会においては、リスク管理機関から、リスク評価を行う際に評価要請の内容等について説明を受けているほか、リスク管理機関において評価結果に基づき講じた措置等の状況について、必要に応じて報告を受けている。

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>【食品安全基本法の観点から】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本法は、国際的に定着しているリスク分析手法を導入し、食品安全行政の基本的枠組みを定めているものである。 2 リスク分析手法においては、リスク評価とリスク管理の機能を分離するとともに、リスク評価とそれに基づくリスク管理について、科学的知見に基づき、消費者、生産者、事業者などあらゆる利害関係者が参加してリスクコミュニケーションを行い、食品の安全性を確保する枠組みである。 3 新組織の概要が明らかでないので明確な回答はできないが、リスク分析手法を確実に実施できる体制が必要不可欠である。
<p>執行上の問題点</p>	<p>【食品安全委員会の観点から】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本法において、食品安全委員会はリスク評価等を行うことが規定されており、当該リスク評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行うことが必要不可欠である。 2 新組織の概要が明らかでないので明確な回答はできないが、食品安全委員会については、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に業務を行うことができることが必要不可欠である。
<p>その他</p>	

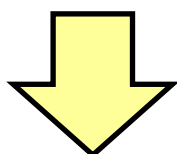
参 考 資 料

平成 2 0 年 4 月
食品安全委員会事務局

食品安全基本法の制定と食品安全委員会の設置の経緯

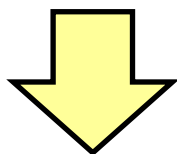
「BSE問題に関する調査検討委員会」の報告書において、リスク分析手法の導入、リスク評価機能を中心とする新たな行政機関の設置等を提言

(平成14年4月)



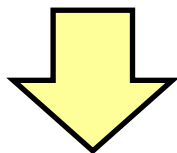
「食品安全行政に関する関係閣僚会議」において、「今後の食品安全行政のあり方について」として、食品安全委員会の設置等を取りまとめ

(平成14年6月)



国民の健康保護を最優先とする等の基本理念、関係者の責務、役割、食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法」の制定

(平成15年5月成立、7月施行)



食品安全に関するリスク評価（食品健康影響評価）を関係各省から独立して行う機関として食品安全委員会を新たに内閣府に設置

(平成15年7月)

